⑻　近郊緑地の保全

近郊緑地保全区域内の土地利用については、緑地の減少は見られるものの、近郊整備区域に比べてその減少率は少なくなっており、「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」に示された水と緑のネットワークにおける枢要な自然環境を形成するなど、一定の効果を上げてきた。

さらに、人口減少下においても増加している都市的土地利用については、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制することが必要であり、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めることが求められている。

これらを踏まえ、市街地の衰退に伴う低未利用地の増加等を踏まえつつ、区域指定による近郊緑地の保全を推進するなど、引き続き制度の的確な運用を図り、近畿圏において貴重な近郊の水辺や緑の空間を保全し、その機能を最大限活用する。

第４節　区域の指定に関する事項

１　近郊整備区域

京阪神都市圏の中心部からおおむね50キロメートルの圏域内にある次の各号に該当する相当規模の面積を有する地域で、工業団地造成事業等により、計画的に市街地として整備する必要があるものを近郊整備区域として指定するものとする。

⑴　既成都市区域と経済的、社会的に密接な関連を有する地域であること。

⑵　既成都市区域に容易に交通することができる地域であること。

⑶　相当程度の人口が集中している地域又はその可能性のある地域であること。

⑷　相当程度の第二次産業又は第三次産業の集積があり、かつ、これらの産業の比重が高い地域若しくはその可能性のある地域であること又は人口及び産業の集中に伴う市街化が著しい地域若しくはその可能性のある地域であること。

２　都市開発区域

京阪神都市圏の中心部からおおむね50キロメートルの圏域外にある次の各号に該当する相当規模の面積を有する地域で、既成都市区域に集中する人口及び産業を分散定着させるため、工業団地造成事業等により、都市として開発する必要があるものを都市開発区域として指定するものとする。

⑴　相当程度の外部経済の集積があり、該当地域の周辺地域に対して都市的便益を及ぼし、かつ、その開発の拠点となる地域であること。

⑵　幹線交通施設が整備されている地域又はその可能性のある地域であること。

⑶　労働力、用地、用水等の工業立地条件が優れた相当規模の工場用地を有し、かつ、工業の立地が進行している地域又はその可能性のある地域であること。

⑷　工業等の生産機能及び流通、文化等の都市機能を備えた都市の形成が可能な地域であること。

⑸　自然的、経済的、社会的に一体としてまとまっている地域であること。

３　保全区域

次の各号の一に該当する地域を保全区域として指定するものとする。

⑴　重要な文化財である建造物、伝統的建造物群、遺跡等を、それらを取り巻く自然環境と一体として保全する必要があると認められる地域であること。

⑵　既成都市区域又は近郊整備区域の周辺であって、大都市の無秩序な拡大の防止、生活環境の保全又は住民のレクリエーションのために緑地を確保する必要があると認められる地域であること。

⑶　国立公園、国定公園、府県立自然公園その他の自然景観、動植物等を保護し、又は観光レクリエーションに供する地域であって、計画的に保全し又は整備する必要があると認められる地域であること。

［第２部］

第３章　施設の整備計画

１　道路

対流促進型国土の形成、大都市圏相互や地方都市圏との双方向的・水平的な広域連携の活発化、国際的な交流に資する道路の整備を推進する。また、道路ネットワークの整備に加え、道路の様々な機能を発揮し、多様なニーズに対応するための施策を推進する。さらに、切迫する巨大地震等による被害の軽減を図り、円滑かつ迅速な応急活動の確保や地域の産業・物流機能を維持できるよう、緊急輸送道路の耐震対策等道路の防災対策・震災対策を推進する。

また、高齢者や障がい者等が安全に活動できる社会を実現するため、歩行空間のバリアフリー化や踏切道の歩行者対策、自転車道等の整備等を推進する。さらに計画に基づく施設の点検・診断を実施し、維持管理のメンテナンスサイクルを確立するなど、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。

交流・連携の強化による産業活動の活性化のため、近畿自動車道敦賀線敦賀南スマートインターチェンジ（福井県敦賀市）、近畿自動車道敦賀線三方ＰＡスマートインターチェンジ（仮称）（福井県若狭町）、近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）（四日市～亀山西）（三重県四日市市ほか）、東海環状自動車道（一般国道475号東海環状自動車道（西部区間））（関広見～新四日市）（岐阜県、三重県）、四日市インターアクセス道路（一般国道477号四日市湯の山道路）（三重県菰野町ほか）、近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）（大津～神戸）（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、兵庫県神戸市）、一般国道422号道路整備事業（大石東バイパス）（滋賀県大津市）、主要地方道大津信楽線道路整備事業（平野・黄瀬工区）（滋賀県大津市）、一般県道丁野虎姫長浜線道路整備事業（小谷城スマートＩＣ）（滋賀県長浜市）、一般国道303号道路整備事業（追分道路）（滋賀県高島市）、鴨川東岸線（第二工区）の整備（京都府京都市）、府県間道路（一般国道480号）（大阪府）、阪神高速道路（淀川左岸線）（大阪府大阪市）、阪神高速道路（大和川線）（大阪府堺市、松原市）、茨木摂津線（大岩工区Ⅰ期）他新名神ＩＣアクセス道路（大阪府茨木市ほか）、第二阪和国道（一般国道26号第二阪和国道）（大阪府阪南市、岬町）、第二阪和国道（一般国道26号和歌山岬道路）（大阪府岬町、和歌山県和歌山市）、一般国道175号平野拡幅（兵庫県神戸市）、中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨新宮～山崎）（兵庫県たつの市、宍粟市）、鳥取豊岡宮津自動車道（山陰近畿自動車道）（浜坂道路（仮称）浜坂ＩＣ～余部ＩＣ）（兵庫県香美町、新温泉町）、京奈和自動車道（一般国道24号大和御所道路）（奈良県）、京奈和自動車道（一般国道24号紀北西道路）（和歌山県）など事業中の区間の整備およびその他区間の調査を推進する。

国際・広域観光を推進するための拠点・ネットワークの形成のため、中部縦貫自動車道（一般国道158号永平寺大野道路）（福井県）、重点「道の駅」「（仮称）結の故郷」整備事業（福井県大野市）、伊勢志摩連絡道路（一般国道167号磯部バイパス）（三重県志摩市）、近畿自動車道敦賀線（福知山～綾部、綾部ＰＡ～舞鶴西）４車線化（京都府）、重点「道の駅」「お茶の京都みなみやましろ村」整備事業（京都府南山城村）、北近畿豊岡自動車道（一般国道483号八鹿日高道路）（兵庫県豊岡市、養父市）などの整備を推進する。

地域生活の維持・向上と安全・安心な生活環境の創出のため、ＪＲ北陸本線等連続立体交差事業（福井駅付近）（福井県福井市）、重点「道の駅」「（仮称）結の故郷」整備事業（福井県大野市）（再掲）、近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業（三重県四日市市）、歩道整備事業：主要地方道伊勢多気線多気地区（三重県多気町）、交差点改良事業：一般国道42号新田地区（三重県大台町）、一般県道野洲停車場線道路整備事業（小篠原工区）（滋賀県野洲市）、一般国道171号野上電線共同溝事業（京都府京都市）、大阪高槻京都線他自転車通行空間整備（大阪府）、南海本線連続立体交差事業（大阪府泉大津市）、大阪外環状線連続立体交差事業（大阪府東大阪市）、山陽電鉄本線連続立体交差事業（西新町駅付近）（兵庫県明石市）、阪神本線連続立体交差事業（鳴尾駅付近）（兵庫県西宮市）一般国道２号門前交差点改良事業（兵庫県たつの市）、畝傍駅前通り線（奈良県橿原市）などの整備を推進する。